

令和 7 年 8 月

月・日	曜日	会 議	事 項
9・1	月	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・決算
2	火	本 会 議	・決算 ・一般質問通告書正午締切
3	水	休 会	
4	木	休 会	
5	金	市民福祉常任委員会	
6	土	休 会	
7	日	休 会	
8	月	経済建設常任委員会	
9	火	総務教育常任委員会	
10	水	市民福祉常任委員会	
11	木	経済建設常任委員会	
12	金	総務教育常任委員会	
13	土	休 会	
14	日	休 会	
15	㊦	休 会	
16	火	休 会	
17	水	基地政策特別委員会	
18	木	休 会	・写真撮影申込正午締切
19	金	本 会 議	・一般質問
20	土	休 会	
21	日	休 会	
22	月	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
23	㊦	休 会	
24	水	本 会 議	・一般質問
25	木	休 会	
26	金	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前 9 時〔最終日は午前 9 時 30 分〕

本 会 議・・・議 場	議会運営委員会・・・第 1 委員会室
総務教育常任委員会・・・第 1 委員会室	市民福祉常任委員会・・・第 1 委員会室
経済建設常任委員会・・・第 1 委員会室	基地政策特別委員会・・・第 1 委員会室

綾瀬市議会 9 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 5 8 号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市立もみの木園） |
| 日程第 3 | 第 5 9 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 | 第 6 0 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 第 4 7 号議案 | 綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第 4 8 号議案 | 綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 第 4 9 号議案 | 綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 第 5 0 号議案 | 綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 9 | 第 5 1 号議案 | 綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 第 5 2 号議案 | 工事請負契約の締結について（令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）） |
| 日程第 1 1 | 第 5 3 号議案 | 工事請負契約の変更について（令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）） |
| 日程第 1 2 | 第 5 4 号議案 | 工事請負契約の変更について（令和 6 年度光綾公園南側整備工事） |
| 日程第 1 3 | 第 5 5 号議案 | 工事請負契約の変更について（令和 6 年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事） |
| 日程第 1 4 | 第 5 6 号議案 | 動産の取得について（綾瀬市内 L E D 防犯灯） |
| 日程第 1 5 | 第 5 7 号議案 | 動産の取得について（綾瀬スポーツ公園多目的広場人工芝） |
| 日程第 1 6 | 第 4 2 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 7 | 第 4 3 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 8 | 第 4 4 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 9 | 第 4 5 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 0 | 第 4 6 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 2 1 | 第 8 号報告 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 2 2 | 第 9 号報告 | 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 3 7 号		令和 7 年 8 月 1 8 日 受 付 令和 7 年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める陳情	
代 表 者	住 所	相模原市中央区富士見 6 - 6 - 1 3
	氏 名	湘北教職員組合 執行委員長 佐 藤 馨

—— 陳 情 の 原 文 ——

1 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」）の検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2 陳情の理由

学校現場では、教職員の多忙化・未配置の課題が一層深刻化するとともに、いじめや不登校、外国につながるのある子供など、様々な支援を必要としている子供に対する複雑かつ困難な対応も増加しています。

年度当初から、本来配置されるべき定数に対して、フルタイム勤務者が配置できず、短時間勤務者を配置せざるを得ないなど、改善の兆しを見いだすことができず、結果として、子供の学びの影響を最小限とするために、教職員の多忙化は深刻度を増しています。とりわけ、中学校の美術・技術・家庭科の教員確保は喫緊の課題となっています。具体的には、中学校において各学年3学級の規模であっても、現行の下「義務標準法」では、教頭を含め15.48人の配置となりますが、授業時数の多い、国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育に各2人の教員及び教頭を配置すると、13人となり、音楽・美術・技術・家庭科の全ての教科教員を配置することができなくなっています。また、単年度の予算措置である加配教員や、支援学級の担当教員の正規による配置は、対象期間が流動的で、正規教員の採用・配置をちゅうちょせざるを得ない状況を生み出しています。少子化の下でも、持続的・安定的に教職員を確保するとともに、全ての教科において、豊かな学びを進めるための各教科の教員免許保持者の配置を念頭に、「義務標準法」を改正し抜本的な定数改善が必要です。

さらに、過去最高となっている不登校の子供や保護者への対応を充実させるため、相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラー、福祉の専門性を持ち、子供と学校と社会とのつながりを支援するスクールソーシャルワーカーは、今の学校現場に欠かせない職です。神奈川県においては、2024年度全小中学校606校に対して、スクールカウンセラーは264人の配置となっており、小学校への配置が不足し、不足分は市町村費で配置せざるを得ない状況です。それぞれの役割を発揮し、指導・相談体制を充実させるためには、国の予算において、多様な専門性を有するスタッフが、全ての学校に常勤として配置される必要があります。

多くの地方自治体は税収減等により財源が不足し、地財措置に頼らざるを得ない状況です。子供が全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるのが義務教育であり、憲法上の要請ですので、自治体の財政力によって教育の自治体間格差が生まれることがないように、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元することを望みます。

以上の観点から、2026年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 38 号		令和7年 8 月 20 日 受 付	
		令和7年 9 月 1 日 審査依頼	
件 名		「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」 に関わる陳情	
代 表 者	住 所	相模原市南区南台6－6－16	
	氏 名	県央保育問題協議会 河 野 敦 子	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

2026年4月から実施予定の乳児等通園支援事業について条例を制定する際に以下の基準を設けることを求めます。

- ① 対象施設から営利事業者を除外すること。また、認可外保育施設について、監査による指摘が改善されていない施設は、事業認可を行わないこと。
- ② 監査は、必ず1年に1回実施すること。また、事業を実施する施設には、定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うこと。
- ③ 必ず初回面談を実施する仕組みとすること。
- ④ 利用方法は定期利用のみとし、自由利用は行わないこと。
- ⑤ 実施方法は一般型（専用室独立実施型）を基本とし、余裕活用型で実施する場合でも全て有資格者とする。

理由

政府・こども家庭庁は、2025年度に「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施するとしています。

既に、2024年4月の時点で115自治体がモデル事業を実施しており、2025年度は実施自治体がさらに増える見込みですが、各自治体は、2025年度中に総合支援システムの構築等の準備を進めつつ、実施計画の策定や条例化を行います。

この制度は、利用者と事業者の直接契約ですが、新たな給付のための利用者の認定、事業を実施する事業者の認可は自治体の業務とされており、事業をどのように実施し、どのような事業者を認可するなどを決めるのは、実施主体の自治体となります。

この制度は、預けられる子供の不安や預かる施設の負担、多様な事業者の参入が認められていること、一般型では有資格者の配置が半数でも可能とされているなど、様々な問題があります。よりよい制度・条件等で実施するには、預けられる子供と預ける保護者の不安を取り除くこと、受け入れる現場の負担を軽減させることなどが必要です。